

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-60号指令

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1-2
氏名 有限会社 タナベ
代表取締役 田邊 宏 様

令和8年4月9日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体工事に伴う一般廃棄物・遺品等 に限る 伐根・草木・ボサ等 一般家庭から排出されるフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1-2 有限会社 タナベ 代表取締役 田邊 宏
許可期間		令和8年4月20日から 令和10年4月19日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市空港南町南11線西32番1ほか 山口重機株式会社 南町処理場
	その他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和8年4月20日

芽室町長 手島 旭

